

経済産業省令第 号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第四十条第一項、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百七十一条第一項、電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十五条第一項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第八十一条第一項の規定を実施するため、特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

1

特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則等の一部を改正する省令

（特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則の一部改正）

第一条 特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則（令和七年経済産業省令第七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

(定期報告)

第二条 国内管理人は、毎年、十二月三十一日現在における当該国内管理人に係る届出事業者に関する次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、翌年一月末日までに、経済産業大臣（令第十九条第六項に規定する届出事業者の国内管理人にあつては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一・一二（略）

(定期報告)

第二条 国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第六条の規定に基づき届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十九条第六項に規定する届出事業者の国内管理人にあつては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一・一二（略）

2 前項の規定による業務報告書の提出は、同一の者が二以上の特定製品の区分に係る国内管理人である場合であつて、当該区分に係る届出事業者が同一の者である場合に限り、一の業務報告書によつてすることができる。	(新設)
---	------

(特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則)

第二条 特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則（令和七年経済産業省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(定期報告)	(定期報告)

第二条 国内管理人は、毎年、十二月三十一日現在における当該国内管理人に係る届出事業者に
関する次に掲げる事項を記載した様式第一によ
る業務報告書を、翌年一月末日までに、経済産
業大臣（令第二十一条第四項の表第二十四号に
規定する届出事業者の国内管理人にあつては、
当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経
済産業局長）に提出しなければならない。

一・二（略）

2 前項の規定による業務報告書の提出は、同一
の者が二以上のガス用品の区分に係る国内管理

第二条 国内管理人は、次に掲げる事項
を記載した様式第一による業務報告書を、当該
国内管理人に係る届出事業者が法第一百四十
条の規定に基づく届出を行った日から起算して一
年を経過することにより、その一年を経過した日
から一月以内に経済産業大臣（令第二十一条
第四項の表第二十四号に規定する届出事業者
の国内管理人にあつては、当該国内管理人の事
業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出
しなければならない。

一・二（略）

（新設）

人である場合であつて、当該区分に係る届出事業者が同一の者である場合に限り、一の業務報告書によつてすることができる。	
--	--

（特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則）

第三条　特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則（令和七年経済産業省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定期報告） 第二条　国内管理人は、毎年、十二月三十一日現在における当該国内管理人に係る届出事業者に	（定期報告） 第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理

関する次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、翌年一月末日までに、経済産業大臣（令第十条第三項に規定する届出事業者の国内管理人にあつては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一・二（略）

- 2| 前項の規定による業務報告書の提出は、同一の者が二以上の電気用品の区分に係る国内管理人である場合であつて、当該区分に係る届出事業者が同一の者である場合に限り、一の業務報

人に係る届出事業者が法第三条の規定に基づき届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十条第三項に規定する届出事業者の国内管理人にあつては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一・二（略）

（新設）

---	---

告書によつてすることができる。

（特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則）

第四条 特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則（令和七年経済産業省令第十号）の

一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
(定期報告) 第二条 国内管理人は、毎年、十二月三十一日現在における当該国内管理人に係る届出事業者に 関する次に掲げる事項を記載した様式第一によ る業務報告書を、翌年一月末日までに、経済産	(定期報告) 第二条 国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第四十一条の規定に基づき届出を行った日から起算して一年を経過す

第二条 国内管理人は、毎年、十二月三十一日現在における当該国内管理人に係る届出事業者に
 関する次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、翌年一月末日までに、経済産

第二条 国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第四十一条の規定に基づき届出を行った日から起算して一年を経過す

業大臣（令第十七条第九項に規定する届出事業者の国内管理人にあつては、当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一・二（略）

- 2/ 前項の規定による業務報告書の提出は、同一の者が二以上の液化石油ガス器具等の区分に係る国内管理人である場合であつて、当該区分に係る届出事業者が同一の者である場合に限り、一の業務報告書によつてすることができる。

ることに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十七条第九項に規定する届出事業者の国内管理人にあつては、当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一・二（略）

（新設）

この省令は、公布の日から施行する。